

平成28年12月14日

平成28年登米市議会定例会

12月定期議会 議案

(その3)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第8号	農業委員会の新体制に関し改善を求める意見書	3
発議第9号	「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」等患者負担見直しの慎重審議と現行制度の継続を求める意見書	6
発議第10号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書	8
	議員派遣の件	10
	閉会中の特定事件の調査の件	11
	常任委員会の調査報告について	別冊
	特別委員会の調査報告について	別冊

発議第8号

平成28年12月14日

登米市議会議長 沼倉利光 殿

提出者 産業建設常任委員会
委員長 中澤 宏

農業委員会の新体制に関し改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則(平成17年議会規則第2号)第14条第2項の規定により提出します。

農業委員会の新体制に関し改善を求める意見書

平成 27 年 9 月に一部改正された農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 条、以下「法」という。）が、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。

これに伴い新体制に向けた定数条例や報酬条例等の法整備及び公募等の準備作業を進めているが、多くの問題が発生し、現場に混乱が起きている。

よって国は、現場の意見を聴きながら、下記事項について改善されるよう強く求める。

記

1. 農業委員会交付金の増額について

新体制における農業委員会委員の上限定数は 24 人である。今般新たに農地面積 100ha 当たり 1 人とされた農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を 157 人確保した場合、現行の農業委員定数 48 人から 181 人となり、その定数を 3 倍以上に増やすこととなる。

しかし、農業委員会交付金の算定基準を見直されず、このことは、一般財源の大幅な持ち出しを招くこととなり、将来の財政負担が極めて大きい。

よって、農業委員会交付金の増額を求める。

2. 農地利用最適化交付金事業実施要綱の見直しについて

農地利用最適化交付金の上乘せ報酬を条例化する必要があるが、国で示した事例案にある、活動実績によって変わる報酬額は、地方自治法第 203 条の 2 第 4 項の規定に合わないことから条例化することができない。

これまで利用状況調査や利用意向調査に対しては、謝金などの手当を支給してきたが、使途に制限があり、額に上限のある活動実績払い報酬では、十分な手当ができないと危惧される。

よって、これまで同様、報酬以外の方法で支払えるよう農地利用最適化交付金事業実施要綱の見直しを求める。

3. 農業委員と推進委員の業務の明確化について

法第 6 条第 2 項で、農地等の利用の最適化の推進に関する事項を法令業務とされたが、農業委員と推進委員の業務が重複し、活動範囲があいまいである。

よって、地域において責任ある活動を推進するために、農業委員と推進委員の業務の明確化を求める。

4. 農業委員の任命について

法第8条及び第9条において、農業委員の定数を半減し、農業委員の選出方法を公選制から応募による候補者を市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改められた。

しかし、国から通知された地域割りを認めない方法で委員の任命に当たれば、現場に混乱が生じる。今まで同様、地域の実情を知る者が地域代表として業務に当たることが、農業振興にもっともふさわしい。

よって、委員選出に当たっては、地域推薦を認め、意欲の高い方を優先するなど、現場の状況に的確に運用できる内容とするよう改善を求める。

5. 農地利用最適化推進委員設置要件である集積率について

法第17条で新たに農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することとされた。委嘱しなければならない要件は、施行令第7条で遊休農地率1パーセント以上か集積率70パーセント未満の市町村とされた。

この集積率については、施行規則第10条に定める担い手等が集積している面積とされているが、人・農地プランの中心経営体や中間管理事業の受け手等を含めるよう改善を求める。

さらに、水稻単作地帯では、ほ場整備された水田の集積は進んでいるが、畑地などの営農条件の悪いところなどは、集積が進まない状況がある。

よって、中山間地域を抱える本市としては、集積の目的を農振農用地内の農地を対象とする集積率への見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

宮城県登米市議会議長 沼倉 利光

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
農林水産大臣	山本	有二	殿

発議第9号

平成28年12月14日

登米市議会議長 沼倉利光 殿

提出者 教育民生常任委員会
委員長 關 孝

「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」等患者負担見直しの
慎重審議と現行制度の継続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則(平成17年議会規則第2号)第14条第2項
の規定により提出します。

「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」等患者負担見直しの慎重審議と
現行制度の継続を求める意見書

経済的な理由で「必要な検査を断る」「薬がなくなっているのに受診しない」「歯科の治療をためらう」など、必要な受診ができない患者が増えている。

医療関係団体が行った調査では、約半数の医療機関が経済的な理由による患者の治療中断を経験している。さらに、「医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがある」との医療機関は4割に上っている。

現在、厚生労働省の社会保障制度審議会では、高額療養費制度の月額自己負担上限の引き上げ、後期高齢者の自己負担を原則1割から2割に引き上げるなど、さらなる患者の負担増を検討し、また財務省の財政制度等審議会でも改革の方向性として、外来時の定額負担の導入、市販品類似薬の保険外し、入院時の水光熱費相当額の徴収など、新たな患者の負担増を提言している。

これら患者の負担増は、多くの国民を医療から遠ざけ、とりわけ複数の疾病を抱え治療が長期にわたる高齢者の生活基盤そのものを圧迫することから、現状においても重い患者負担を軽減することこそが求められている。

よって、さらなる患者の負担増で受診抑制を招かないようにするため、患者負担見直しの慎重審議と現行制度の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

宮城県登米市議会議長 沼倉利光

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
総務大臣 高市早苗 殿
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

発議第 10 号

平成 28 年 12 月 14 日

登米市議会議長 沼倉利光 殿

提出者 産業建設常任委員会
委員長 中澤 宏

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則(平成 17 年議会規則第 2 号)第 14 条第 2 項の規定により提出します。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

今の地域別最低賃金は、東京で932円、宮城県は748円、最も低い地方では714円です。この額でフルタイムで働いても、120万円から160万円であり、地域間格差も大きく、宮城県と東京では時間額で184円も格差があるため、将来を担う若者の県外流出を招く大きな原因となっています。

最低賃金の改善については、2010年に「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。

よって、政府は、中小零細企業への支援策を拡充しながら最低賃金を引き上げ、誰もが安心して暮らせる社会をつくる必要があると考えます。

これらの趣旨により、下記項目の早期実現を求め、要望します。

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、ゆとりある生活が可能な最低賃金とするよう、賃金引き上げを行うこと。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。また、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月 日

宮城県登米市議会議長 沼倉 利光

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿
経済産業大臣 世耕 弘成 殿

議員派遣の件

平成28年12月9日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則170条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

件名 平成28年度登米市議会議員研修会

(1) 派遣目的 社会情勢の変化や宮城県の課題を的確に把握した上で、宮城県の将来のあるべき姿や目標を共有し、その実現に向けて宮城県が優先して取り組むべき施策を明確にすべく平成19年に「宮城の将来ビジョン（富県宮城の推進）」が策定されました。

富県宮城の実現に向けて、「選択と集中」により重点的に振興する産業分野を定めた上で、「イノベーションの創出」を念頭にした戦略的な施策を展開するために、五つの基本方針と取り組みが掲げられており、本年度が目標年次最終年を迎えます。

本研修を通して、「富県宮城の戦略」10年間の実績と、今後の将来ビジョンについて理解を深め、議員の政策形成及び立案に向けての参考とすべく議員研修会を開催する。

- (2) 派遣場所 登米市迫町森字平柳地内 登米市消防防災センター
(3) 派遣期間 平成29年1月13日（金）
(4) 派遣議員 全議員

※なお、決定していない事項や変更がある場合の取り扱いは議長に一任する。

平成28年12月9日

登米市議会議長
沼倉利光 殿

議会運営委員会
委員長 佐々木



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第113条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2. 期 限

次回定例会開会の前日まで

平成 28 年 12 月 8 日

登米市議会
議長 沼倉利光 殿

広報広聴委員会
委員長 佐藤 尚 哉



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 113 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 議会報の編集等に関する事

2. 期 限 次回定例会開会の前日まで